

【別紙 2】

現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

令和 7 年 4 月 1 日以降に上下水道局が入札公告及び指名通知する工事に係る現場代理人については、「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」（令和 7 年 3 月 3 1 日付け松水総第 1 9 0 号）に内容から更に兼務の緩和ができるものとする。

なお、その際には別記「現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和 3 年度及び令和 6 年度発生豪雨等災害特例適用）」を添付して発注するものとします。

（1）適用対象工事（建築関係工事は除く）

兼務する工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がない工事とする。

（2）兼務できる工事の数

- ① 上下水道局及び松江市が発注する工事で、兼務する工事のうち少なくとも 1 件が令和 3 年度または令和 6 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）であり、契約金額が共に 4,500 万円未満である場合は、最大 5 件まで、契約金額が 4,500 万円以上の場合は、最大 2 件まで兼務を認めるものとする。
- ② 上下水道局が発注する建設工事（災害復旧工事を除く）で、契約金額が共に 4,500 万円未満ものについては、最大 3 件まで兼務を認めるものとする。

（3）適用にあたっての留意事項

兼務ができる工事は、工事場所が松江市内の工事とする。

- ① 兼務の承認にあたっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ② 兼務の承認または不承認の判断は、事前に受注者からの様式 10「現場代理人の兼務について（申請）」による申し出を受けて行い、回答は様式 11 または様式 12 をもって行うこと。
- ③ 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に受注者に伝えること。